

改 正 後	改 正 前
情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第11項の規定による情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。 この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。 (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (3) 「⑧」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (4) 「⑩」欄から「⑮」欄には、供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等については記載せず、供用年の翌々年以降に事業の用に供しなくなった情報通信機器等についてのみ記載します。 （注） 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。 (5) 「供用廃止設備の供用年に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の情報通信機器等で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。 (6) 「㉔」欄と「㉕」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑩」欄と「⑮」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注） 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等については、「㉔」欄のみに記載し、「㉕」欄には記載しないことに留意してください。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第82条	情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6第11項の規定による情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。 この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、租税特別措置法施行規則（以下「措規」といいます。）第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。 (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (3) 「⑧」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (4) 「⑩」欄から「⑮」欄には、供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等については記載せず、供用年の翌々年以降に事業の用に供しなくなった情報通信機器等についてのみ記載します。 （注） 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。 (5) 「供用廃止設備の供用年に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の情報通信機器等で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。 (6) 「㉔」欄と「㉕」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑩」欄と「⑮」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注） 供用年の翌年に事業の用に供しなくなった情報通信機器等については、「㉔」欄のみに記載し、「㉕」欄には記載しないことに留意してください。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の6